		第二項第三号	国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの
		政令	
		外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第三項において準用する政令	

		第三条の四第二項第三号	住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。以下同じ。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの
		政令	
		外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第三項において準用する政令	
第三条の四の三第二項		政令第九条の九の五第三項に	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第三項において準用する政令第九条の九の五第三項に
第三条の四の三第二項第一号		法第五十五条の四第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項
		同項の申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第三条の四の三第二項第二号		法第五十五条の四第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項
		申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額	申告納付すべき法人税割の額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割の額